

(別紙)

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

(事業主体)

住 所

団 体 名

代表者名

印

運送事業者への低公害車普及促進補助事業に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて (報告)

令和 年度 運送事業者への低公害車普及促進補助事業の実施にあたり、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の申告及び納税等の状況について下記のとおり報告します。

記

〔 区分欄のうち該当する番号に○を記入の上、当該〔 〕書にその内容を記入願います。〕  
〔 また、3の場合は、理由等を具体的に記載してください。〕

区 分	補助事業手続き上の留意事項
1 免税事業者	消費税等相当額を含め補助金の交付を申請し、交付を受けることが可能です。
2 課税事業者 (消費税等の申告にあたり、課税仕入れに係る消費税額を控除するもの)	補助金交付申請時に、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する必要があります。
2-1 基準期間の課税売上高1,000万円超	
2-2 課税事業者選択届出書提出 〔届け出期間 令和 年 月 日~令和 年 月 日〕	
2-3 新設法人 〔資本又は出資の額 万円〕	
3 その他 理由等記載	当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を含め補助金交付の決定がなされた場合には、①実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであればこれを減額して報告する必要があります。 ②又、実績報告の提出後に消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を報告の上、速やかに返還する必要があります。

( 参 考 )

- 次のいずれかに該当する場合、消費税等の確定申告及び納税の必要があります。
  - ① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合
  - ② ①以外で税務署あて「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合
  - ③ 新設法人であり、資本又は出資の額が1,000万円を超える場合
- 消費税等の確定申告で仕入れ税額控除により還付税額が発生するなど、補助事業により交付した補助金に係る消費税等相当額が、仕入れ税額控除対象となった場合には、補助事業に要する経費と認められません。  
当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額は、さきに補助対象から控除するか、又はこれを含めて交付された場合には返還していただく必要があります。
- 本報告は、消費税等の申告・納税状況を確認させていただくことにより、補助事業の適正な執行を図ることを目的としています。